

## 芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理）の見直しについて

### 1 見直しの趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）では、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされており、芦屋市（以下「本市」という。）は、平成24年3月に「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」（以下「現行計画」という。）を策定しています。

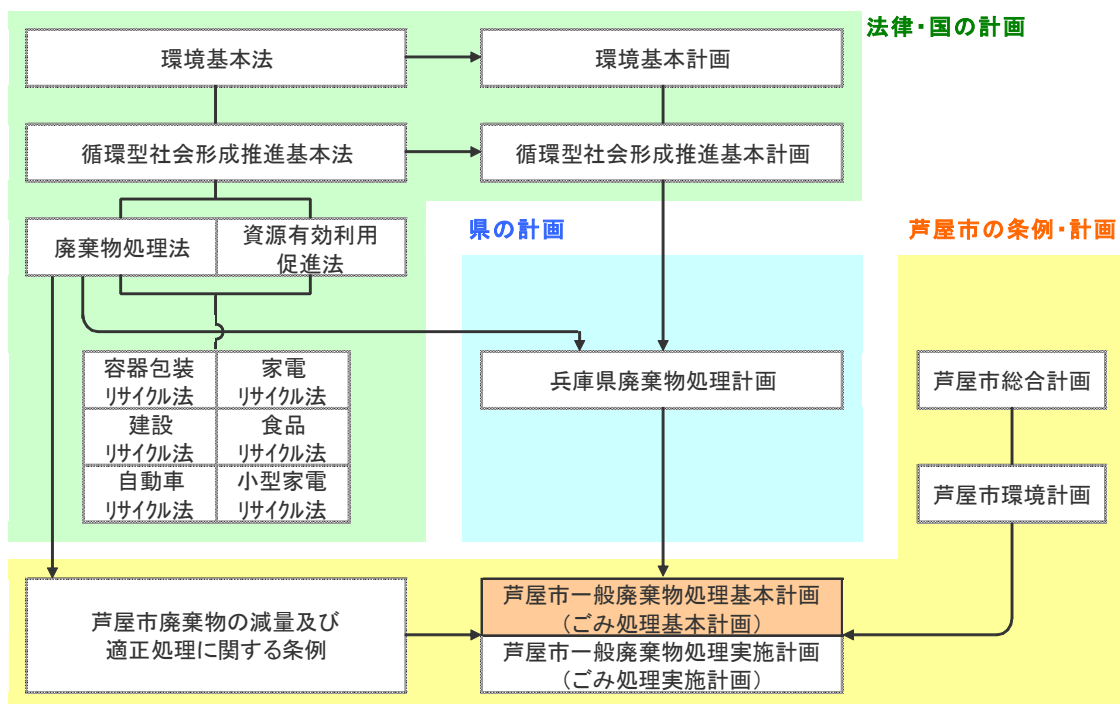
「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省 平成25年6月）では、一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10～15年先とし、概ね5年ごとに改訂を行うことが適切であるとされています。

本市では、ごみの減量化や再資源化、適正処理に努めてきましたが、現行計画の策定から5年が経過し中間目標年度の平成27年度を迎えたことに加え、ごみ焼却施設及び不燃物処理施設の老朽化も考慮した施設整備について、検討する必要があることから計画の見直しを行います。

### 2 計画の位置付け

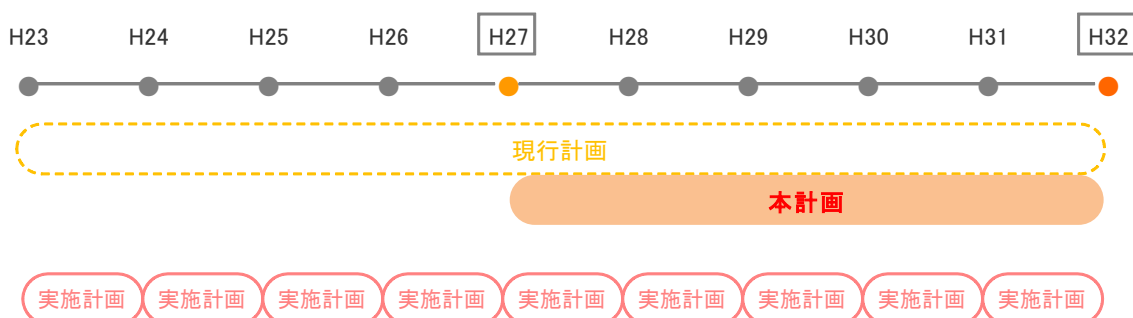
本計画は、本市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めます。

本計画を体系的に示したものは、次のとおりです。



### 3 計画期間

現行計画は、平成 23～32 年度の 10 年間を計画期間としており、今回、計画期間の中間目標年度である平成 27 年度に見直しを行い、計画期間は平成 28～32 年度になります。



### 4 策定の方法

#### (1) 実績の整理

平成 23～27 年度のごみ排出量・処理量を整理し、現行計画において、設定した中間目標値の達成状況を検証します。

#### (2) 関連計画の整理

最新の国及び兵庫県の計画等を整理し、本計画において新たに設定する目標値の参考とします。

#### (3) 市民アンケートの実施

市民の意識調査を目的とした市民アンケートを実施します。

#### (4) 目標の設定

(1)～(3)により、ごみ排出量・処理量の現状及び関連計画を考慮し、目標年度の平成 32 年度における目標を設定します。

今後、重点的に取組む方策を市民アンケート等から選定します。

#### (5) パブリックコメントの実施

本計画の素案作成後に、パブリックコメントの結果を本計画に反映します。

### 5 策定の体制

#### (1) 廃棄物減量等推進審議会

本審議会にて御意見・御提言をいただきます。

#### (2) 推進本部

市長を本部長、副市長を副本部長とし、各部の部長が本部員となった会議を開催し、意見を集約します。

以上